

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por. 4/2556

件名: 電子システムによる機械恩典の行使手続き

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 28 条および第 29 条に基づき製品を生産するための機械輸入に関し、投資家の便宜をはかるために電子システムを導入し必要のない書類を削減し、グッドガバナンスの法的行政改革方針に沿って、投資委員会事務局が発布した布告第 Por. 2/2555 件名: 件名: Electronics Machine Tracking (eMT online)による機械における恩典の行使手続きに基づき

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 11 条および第 13 条の権限に基づき、投資委員会の承認により投資委員会事務局は機械における輸入関税免除恩典の行使規定および手続きを以下の通り定める。

第1項 本布告に定められない電子システムを通じた機械の恩典利用や申請に関する他の手続きについては 2001 年電子商取引法に従うものとする。

第2項 本布告より前に発布し、本布告に反した規定、手続き、布告などについて本布告に取って代わるものとする。

第3項 本布告では

3.1 一般機械リストとは奨励事業の製造工程に使用される機械、器具、道具、測定器、既製工場のフレームなど、製造に必要な機械の名簿を意味する。以下のものを含む。

3.1.1 主名称とは一般機械リストにある機械の名称を意味する。

3.1.2 復名称とは通関手続きのために通関報告書にある一般機械名称を意味する。

3.2 部品リストとは一般機械やその付属品の故障部分に代わる部品の名簿を意味する。

3.3 金型リストとは金型または金型の役割をする器具および製品を掴める器具、およびそれらの部品の名簿を意味する。

第4項 一般機械リストの申請

4.1 機械リスト(主名称)の申請についてサービス受領者は奨励証書に基づく製品を製造するための機械リストを作成しなければならない。機械リストには事務局に認可された製造工程および生産力にあった機械の明細およびその数量を示さなければならない。申請書は事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて提出すること。事務局は申請書の受領日より60日間以内で検討する。

4.2 機械リスト(主名称)の修正について、サービス受領者が一般機械リストの修正または追加をする場合、修正または追加の機械リストを作成し、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて提出すること。事務局は申請書の受領日より30日間以内で検討する。

4.3 機械の通関命令のための機械リスト(復名称)の申請について以下の手続きとする。

4.3.1 認可された主名称がシステムによりその機械リストの初期復名称として写される。

4.3.2 機械の復名称の申請について通関手続きのための通関報告書における復名称に基づき復名称リストを作成し、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて提出すること。事務局は申請書の受領日より3日間以内で検討する。

4.3.3 復名称が4.3.2項に基づき認可されない場合、サービス受領者は不認可日より15日以内で事務局に対し事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて参考書類を添付して再審を申請することができる。事務局は再審の申請書の受領日より30日間以内で検討する。

4.4 申請される機械リストが中古機械の場合、サービス受領者は機械リストとともに事務局が認可された団体の機械性能保証書をつけて提出し

なければならない。申請される機械リストは事務局が定めた通りでなければならない。

第5項 部品リストの申請

5.1 部品リストの申請は機械リストが認可されて、できることである。部品リストを作成し、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて提出すること。事務局は申請書の受領日より3日間以内で検討する。

5.2 部品リストが5.1項に基づき認可されない場合、サービス受領者は不認可日より15日以内で事務局に対し事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて参考書類を添付して再審を申請することができる。事務局は再審の申請書の受領日より30日間以内で検討する。

第6項 金型リストの申請

6.1 金型リストの申請ができるサービス受領者は製造工程に金型が使用されなければならない、またその製造工程がプロジェクトで認可されたものでなければならない。金型リストまたは金型部品リストを作成し、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて提出すること。事務局は申請書の受領日より3日間以内で検討する。

6.2 金型リストまたは金型部品リストが6.1項に基づき認可されない場合、サービス受領者は不認可日より15日以内で事務局に対し事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて参考書類を添付して再審を申請することができる。事務局は再審の申請書の受領日より30日間以内で検討する。

6.3 金型または金型部品が中古品の場合、機械リスト申請書とともにその名簿を示して申請すること。申請される機械リストは事務局が定めた通りでなければならない。

第7項 関税の代わり銀行保証の使用の申請

7.1 関税に代わり銀行保証の使用を申請するサービス受領者は奨励認可に回答したまたは奨励証書を受領した者で、第 28 条または第 29 条に基づき機械の恩典が付与されており、機械の輸入恩典機関が残っていないなければならない。

7.2 関税に代わり銀行保証の使用を申請するサービス受領者は事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて、関税に代わり銀行保証の使用を申請すること。事務局は申請書の受領時より 1 時間以内で検討する。

7.3 保証期間は認可日より 1 年間までとするが、延期を 1 回で 1 年間とする。但し、不可抗力の場合を除き、サービス受領者は保証期間が満了するまでに延期を申請しなければならない。

7.4 保証期間が満了した場合、事務局より関税局に関税を徴収するよう通告する。

第 8 項 機械の通関命令

8.1 通常または関税還付請求のための通関命令

8.1.1 通関命令を申請するサービス受領者は以下のエビデンスを有しなければならない。

8.1.1.1 第 4 項、第 5 項または第 6 項のうちの何れかに基づき認可された機械リストでなければならない。

8.1.1.2 通常通関命令の場合、輸入される機械の数量は合計で輸入を認可された数量を超えてはならない。

8.1.1.3 恩典行使を申請する機械は機械の免税輸入恩典期間中にあるものでなければならない。

8.1.2 恩典を行使するサービス受領者は事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて申請すること。恩典行使を申請する機械で、認可された復名称の一般機械リスト、部品リストまたは金型リスト

に一致したものの項目および数量を入力しなければならない。事務局は申請書の受領時より 1 時間以内で検討する。

申請された機械リストが認可されたリストに一致しなければ事務局は恩典行使を認可しない。

8. 1. 2 サービス受領者は機械輸入期間満了後 1 年以内に関税還付請求を申請しなければならない。

8. 2 関税の代わり銀行保証使用の取り消しのための通関命令

8. 2. 1 通関命令を申請できるサービス受領者は第 8. 1. 1 項に従って行なわなければならない。

8. 2. 2 機械輸入関税の保証取り消しを申請される項目は保証を申請されたもので、認可された保証期間が満了していないものでなければならない。

8. 2. 3 関税の代わり銀行保証使用の取り消しのための通関命令の申請についてサービス受領者は事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて提出し、事務局が保証を認可したものを選び、システムに実際輸入手続を行なった通関報告の明細を入力し、第 4 項、第 5 項または第 6 項のうちの何れかに基づき認可された機械の名称および数量に一致しなければならない。事務局は申請書の受領時より 1 時間以内で検討する。

8. 2. 4 事務局が関税の代わり銀行保証使用を認可した機械リストは 1 回のみ銀行保証使用の取り消しのための通関命令を認可する。認可されたものよりも通関命令を申請した数量が少ない場合、その残高について事務局より関税局に関税を徴収するよう通告する。

第 9 項 修理に外国への送り出し申請

9. 1 サービス受領者は事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて、修理に外国へ送り出す機械項目を作成すること。事務局は申請書の受領日より 1 日以内で検討する。

修理に外国へ送り出す機械が生産力または製造工程に影響するプロジェクトの主要機械で、機械免税輸入恩典が満了したプロジェクトの場合、事務局は申請書の受領日より 15 日以内で検討する。

9.2 修理に外国への送り出しが認可された場合、サービス受領者は後輸入するエビデンスとして、関税局に対し再輸入証明書を発行もらうよう通告すること。

9.3 サービス受領者は第 9.2 項に基づく書類を受け取ったとき事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて送り出しを確認しなければならない。

第 10 項 修理後の機械通関命令の申請

10.1 サービス受領者は事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて修理のために外国へ送り出し、再び輸入する機械を選ばなければならない。

10.2 輸入認可を申請する機械の項目は修理に外国へ送り出しを認可したものに一致しなければならない。輸入認可を申請する機械の項目は修理に外国へ送り出しを認可したものに一致しない場合、事務局は検討しない。事務局は申請書の受領時より 1 時間以内で検討する。

第 11 項 外国へ機械返却の申請

11.1 第 4 項、第 5 項または第 6 項に基づく機械についてサービス受領者は事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて外国へ返却する機械項目を作成しなければならない。事務局は申請書の受領時より 1 時間以内で検討する。

外国へ返却する機械が生産力または製造工程に影響するプロジェクトの主要機械で、機械免税輸入恩典が満了したプロジェクトの場合、事務局は申請書の受領日より 15 日以内で検討する。

11.2 サービス受領者は輸出を行なった後、事務局または事務局に委任された団体の電子システムを通じて送り出しを確認しなければならない。

第 12 項 本規定は一般の場合に適用するが、必要と見た場合、投資委員会事務局長はその場合に応じて検討する。

第 13 項 本布告に基づき適用できない場合、投資委員会事務局長が判断する。

布告日 2013 年 8 月 23 日

(ウドム・ウォーンウィวัตตชัย)

工業省監察官

投資委員会事務局長代理